

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)
米穀小売業の許可を行う必要がある区域の指定(農産園芸課)
開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)
- ◇ 正 誤 平成四年十月鳥取県告示第八百二十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第六百四十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)が第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取生協病院	鳥取市未広温泉町二五二	平成六年九月一日
上村整形外科医院	鳥取市戎町一〇六	〃
武信産婦人科医院	鳥取市材木町一五二	〃
竹田内科医院	鳥取市本町二丁目一〇九	〃
プラザクリニック	鳥取市立川町五丁目二五六―一	〃
芦立外科脳神経外科医院	米子市西福原一丁目一―一二	〃
岩本医院	米子市尾高三〇四―一五	〃
井田内科医院	境港市小篠津町八九八	〃
医療法人 市場医院	境港市馬場崎町一七七	〃
祝部医院	気高郡気高町大字浜村一―一二	〃
大山町国民健康保険大山口診療所	西伯郡大山町末長二九〇―一七	〃
江頭歯科医院	鳥取市田園町四丁目三六一	〃
米原歯科クリニック	米子市米原八丁目一―三八	平成六年九月一日
岡本医院分院	鳥取市南栄町一―一三	平成六年九月二日
永見歯科クリニック	境港市誠道町五六―一二	〃
松木歯科医院	西伯郡淀江町大字淀江六九二	平成六年九月十五日
岸岡薬局	米子市西三柳二五―一四	平成六年九月一日

鳥取県告示第六百四十九号

食糧管理法施行令(昭和二十二年政令第三百三十号)第五条の十二第四項第二号イ及びロに規定する営業所又は特定営業所に係る米穀の小売の業務の許可を行う必要があると認められる区域を指定したので、同令第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定をした区域及び当該区域における許可定数

指定をした区域	許可定数
鳥取市及び国府町の区域	特定営業所 一
船岡町の区域	営業所 一
米子市、淀江町及び日吉津村の区域	特定営業所 一

二 許可を行う日

平成六年十一月十八日

三 許可の申請に係る期間

平成六年十月十一日から同月二十日まで

四 買受け登録の予約に係る期間

平成六年十月三日から同月七日まで

鳥取県告示第六百五十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年六月十六日 鳥取県指令受米土維第二百二十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大谷町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市大谷町二七六一六

角田 芳雄

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成6年9月16日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敏 敬

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可(以下「許可」という。)を受けようとする者(2)のイに掲げる者を除く。)を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 - イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成6年10月20日 午前10時00分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟2階 第二執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村 及び倉吉の各警察署の管内に居 住する者
経験者講習	平成6年10月6日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 本館第6会議室	倉吉、八橋、米子、境港、溝口 及び黒坂の各警察署の管内に居 住する者
経験者講習	平成6年10月27日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟3階 大会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村 及び倉吉の各警察署の管内に居 住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
 - 4 考査
- 初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 5,700円
- イ 経験者講習 2,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

正 誤

平成四年十月鳥取県告示第八百二十二号(保安林の指定予定について) 中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
七	上	一五	字要書	大字泊字要書
七	下	一一	字要書	大字泊字要書